

「住宅リフォーム等助成事業」を平成28年度末まで継続します！

地域経済の活性化を図ることを目的として、平成22年度から3ヶ年事業として実施している「住宅リフォーム等助成事業」を、内容の一部を見直して継続します。

▶見直し内容

- ◆事業期間は、平成28年度までとします。
- ◆補助金は、ふれ愛スタンプ会発行の商品券で支給します。
- ◆申請書の提出先と商品券の支給は、商工会が窓口となります。
- ◆本年度については、4月以降に完了した工事も対象とします。
- ◆翌年度からは、対象となる工事費を50万円から30万円に引き下げます。

▶「住宅リフォーム等助成事業」の内容

対象工事	住宅の新築・増築・改築・解体工事 ※設備機器（洗面台・給湯器・照明など）は対象外
工事施工者	商工会加盟業者
対象工事費	50万円以上 ※平成26年度以降は30万円以上
補助率	1/3以内
助成限度額	30万円 ※商品券で支給
申請窓口	小清水町商工会

【お問い合わせ先】 小清水町商工会 ☎ (62) 2608
産業課商工観光係 ☎ (62) 4481

風しんワクチン等予防接種費助成事業の実施について

平成25年10月より、妊娠を予定又は希望している女性等を対象として、予防接種費用の全額を助成する「風しんワクチン等予防接種費助成事業」を実施します。

今年の春より全国的に大人の風しんが流行しており、その患者の多くは、20歳代から40歳代前半の風しんの抗体が少ない世代と言われています。風しん予防接種については、予防接種法に定められていない任意接種の区分となっておりますが、妊娠中の風しん感染により発症する先天性風しん症候群を予防するため、下記のとおり、風しんワクチン等予防接種費助成事業を実施します。

- 助成内容 麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）、風しんワクチン
※現在、全国的に風しんワクチン（単抗原ワクチン）が供給不足のため、本町ではMRワクチンを助成します。
※接種費用の全額を町が助成します（病院での個人負担はありません）。
※予防接種費の助成は、助成期間中、1回限りです。
- 助成対象者 小清水町に居住し、住民登録のある方のうち、
①妊娠を予定又は希望している女性
②妊娠を予定又は希望している女性の夫
③妊娠している女性の夫
※妊娠している方及び平成20年度～平成24年度にMR3期（中学1年）MR4期（高校3年）のMRワクチン予防接種を受けた方は対象外となります。
- 実施場所 小清水赤十字病院
- 助成実施期間 平成25年10月1日～平成26年3月31日
※なお、本事業は平成28年3月31日までの時限措置としての実施を予定しております。
- 申込方法等 ①接種を希望される方は、事前に申請手続きが必要となりますので印鑑を持参の上、『役場保健福祉課健康推進係』まで、お越し願います。
②役場において、予防接種確認証を交付致します。
③小清水赤十字病院へ接種予約を行い、接種日を決定し、接種します。
※接種日の詳細は、予約時に小清水赤十字病院【☎ (62) 2121】にお問い合わせください。
※接種を希望する日の1週間前までに、電話等にて小清水赤十字病院へ予約申込みをしてください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課健康推進係 ☎ (62) 4480

事業主（給与支給者）の皆さまへ

個人住民税（市・町・村民税及び道民税）の特別徴収の実施について

平成26年6月から、オホーツク総合振興局と管内各市町村では、法定要件に該当するすべての事業者の皆さまに、個人住民税（市・町・村民税・道民税）を原則として、「特別徴収」（給与支払者が給与から天引きして納入）を行っていただくこととなります。

これまで「普通徴収」（従業員がそれぞれ納付）となっていた場合でも、「特別徴収」に切り替えてもらうことがあります。 ※法定要件とは、所得税の源泉徴収義務を有することをいいます。（地方税法第321条の4第1項）

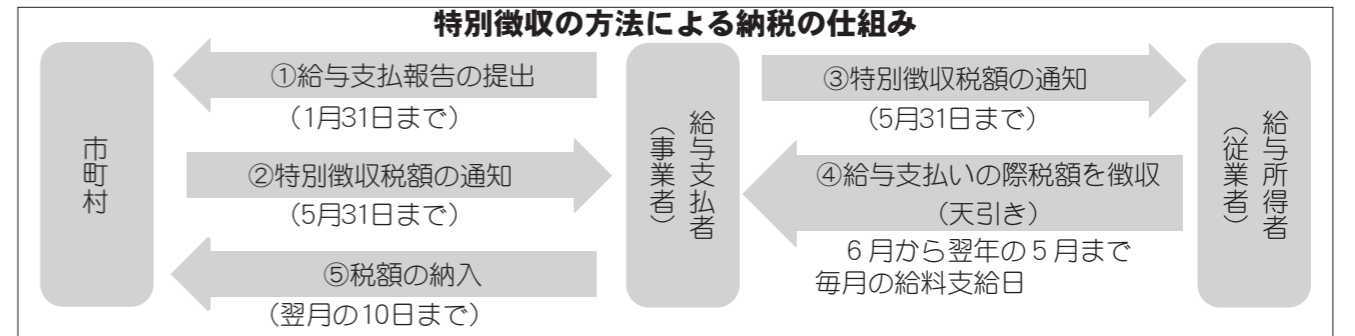
特別徴収の義務について

所得税を源泉徴収している事業主は、原則として、アルバイト・パート等を含むすべての従業員から個人住民税（市・町・村民税・道民税）を特別徴収することが、法令により義務付けられています（地方税法第321条の4など）。

特別徴収の事務について

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の所在地の市町村へ納入していただきます。

※「特別徴収」をしていただく事業所に対しては、平成25年11月から順次、特別徴収義務者指定についての内容を記載した「特別徴収義務者指定予告通知書」を送付します。



個人住民税特別徴収 Q&A

Q1. 特別徴収はしなくてはならないのですか？

A. 地方税法第321条の4による義務であり、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税の源泉徴収と同じように、従業員の市（町村）・道民税（以下「住民税」という）を特別徴収しなければならないと定められています。

Q2. 今まで普通徴収でも良かったのに、なぜ今特別徴収義務者に指定するのですか？

A. 管内市町村ではこれまで、特別徴収の実施は各事業主にその判断を委ねていましたが、文書や事業所訪問を通して特別徴収への切り替えを依頼する取り組みを進めてきたところであり、その取り組みの一環として、法令遵守、納税者の利便性向上及び納税の平等性の観点から、今回特別徴収義務者として指定させていただきました。今まで指定していなかったことで誤解を招いておりましたが、今後は法令遵守で行うということになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q3. 特別徴収するメリットはあるのですか？

A. ①事業主（給与支払者）は個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり年末調整をする手間がかかりません。
②従業員（納税義務者）は金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの税額が少なくてすみます。

Q4. 何か手続きをしなければいけないのですか？

A. 平成25年11月から対象事業所に対し、特別徴収義務者指定の内容を記載した「特別徴収義務者指定予告通知書」を順次送付しますが、特に手続きの必要はありません。
平成26年5月頃、特別徴収税額通知書を事業所宛てに送付しますので、これにより従業員の方の平成26年6月支払分の給与から個人住民税の引き去りを始めていただきます。

【お問い合わせ先】

町民生活課税務係 ☎ (62) 4479

北海道オホーツク総合振興局地域政策部税務課 ☎ (41) 0617